

聖籠町告示第二十四号

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成十九年聖籠町告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

第八条中「保健福祉課」を「子ども教育課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。